

反社会的勢力への対応に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、当社の反社会的勢力への対応に関する基本的事項を定めるものである。

2 当社は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持し金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性確保のために不可欠であるだけでなく、当社の社会的責任を果たす観点からも必要かつ重要であることを認識している。

3 当社は、この規定において、反社会的勢力への対応方法等を定めることにより、当社が反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益許与も行わず、反社会的勢力との関係を一切持たないようにすることを目的とする。

4 当社は反社会的勢力と一切の関係を持たず、相手方が反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点又は反社会的勢力である疑いが生じた時点で、この規定に定める手続きにより、可能な限り速やかに関係を解消するものとする。

5 当社は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針とし（以下「基本方針」という）とし、代表取締役はこれを社内外に宣言するものとする。

- (1) 反社会的勢力に対しては組織として対応する
- (2) 反社会的勢力に対しては外部専門機関（警察・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等）と連携して対応する
- (3) 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断する
- (4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない

(反社会的勢力の定義)

第2条 この規定において、反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは

は運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (8) その他前各号に準ずる者

（社内体制の構築・整備）

第3条 当社は、基本方針を実現するための社内体制を構築し、その整備を行うものとする。

2 当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応その他反社会的勢力への対応を統括する責任者として代表取締役又は代表取締役が指名する者（以下「統括責任者」という）を定める。

3 統括責任者は、この規定に従って、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行うものとする。

4 統括責任者は、反社会的勢力に関する情報を蓄積し（以下「反社会的勢力蓄積情報」という。）、逐次、その内容を更新するものとする。

5 当社は、反社会的勢力と関係を有することを未然に防止するため、当社の業務に関する契約書又は取引約款を作成する際には、原則として、暴力団排除条項を導入するものとする。

6 統括責任者は、反社会的勢力に関する情報の分析、社内における反社会的勢力との対応状況等の検討、外部専門機関の意見聴取等を行い、定期的に本体制の有効性及び適切性につき検証を行うものとする。

（不当要求への対応）

第4条 当社の業務を遂行する上で、役職員が不当要求を受けた場合には、当該役職員は当該情報を直ちに統括責任者に報告し、統括責任者は直ちに代表取締役に報告するものとする。統括責任者は、代表取締役の指示の従い、反社会的勢力と接触する可能性のある担当者

の安全を確保するために必要な措置をとり、外部専門機関と連携するなどして必要な支援を行うものとする。

2 不当要求があった場合には、当該役職員に対応を任せず、統括責任者が代表取締役の指示に従い対応策を決定するものとする。その際、統括責任者は、民事及び刑事上の必要な法的手段を講じるほか、必要に応じて速やかに警察に被害届を提出するなどの措置をとるものとする。

3 前項の決定にあたって、統括責任者は、積極的に外部専門機関に相談するとともに、全国暴力追放推進センター等外部機関が策定している対応要領等に従うものとする。

4 不当要求へ対応する者の安全を確保するため、暴力団員等との交渉には、必ず2名以上で臨むものとし、その際、統括責任者は、随時警察への通報が可能な態勢を確保するものとする

(取引先の定義)

第5条 この規定において「取引先」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 当社と金融商品取引契約を締結する者又は締結しようとする者
- (2) 当社と継続的取引関係を有する者又は継続的取引関係を生じさせる契約を締結しようとする者
- (3) 当社が業務を委託する又は委託しようとする相手方
- (4) 前3号に掲げる者に準じる者
- (5) その他当社と取引関係にある者であって、統括責任者が別途指定する者

(反社会的勢力の調査方法)

第6条 取引先が反社会的勢力に該当するか否かの調査は、統括責任者がこれを行うものとする。

2 統括責任者は、前項の調査に際して、反社会的勢力蓄積情報の利用その他必要かつ適切な手段（必要に応じて外部専門機関に照会することを含む。）を用いなければならない

(情報の管理)

第7条 反社会的勢力に該当するか否かの調査を通じて得られた情報は、統括責任者が管理し、統括責任者の指示なく当該情報を外部に開示又は漏洩してはならないものとする。

(疑わしい取引の届出)

第8条 統括責任者は、役職員からの報告又は反社会的勢力に該当するか否かの調査を通じて、犯罪による収益の防止移転に関する法律第8条第1項に定める各事項に関する情報を入手した際には、速やかに疑わしい取引の届出を行うものとする。

(附則)

この規定は2022年7月1日から施行する。

変更履歴